農地法第5条受付票

お問い合わせはこちらへお願いします
三郷市農業委員会事務局
TEL　048-930-7820（直通）
FAX　048-954-3963

添付書類		メモ
1	受付票（この用紙）	
2	委任状（譲受人または譲渡人のご本人様以外が提出する場合）	
3	農地転用届出書（3通）	
4	土地全部事項証明書（登記官の印のあるもの）　**直近3カ月以内のもの**	
5	申請地の案内図 （住宅地図の写し等で作成し、申請地を赤でマーキング）	
6	公図の写し　**直近3カ月以内のもの** （申請地を赤でマーキング、土地区画整理事業地内は仮換地証明書）	
7	譲受人（借人）、譲渡人（貸人）の住民票 （土地全部事項証明書中の住所が現住所と異なるとき）　**直近3カ月以内のもの** 法人の場合、履歴事項全部証明書又は代表者事項証明書　**直近3カ月以内のもの**	
8	その他必要と認められる書類	

R6.2.1 改正

※書類に不備などがなければ、届出書提出日から2週間以内で受領となります。

※転用届出の面積が500㎡以上のときはクリーンライフ課にお立ち寄りください。
「三郷市土砂のたい積の規制に関する条例・同施行規則」の適用を受ける可能性があるため。

※転用する農地の地目が田の場合、受理後、葛西用水路土地改良区土地改良区へ
お問い合わせください。決済金の請求が発生する場合があります。　TEL　0480-47-3811㈹

※押印廃止に伴う本人確認の取扱いについては、裏面をご確認ください。

※届出地が市街化調整区域の場合は、農地転用許可申請の手続きとなります。

※住宅地図の写し等を提出する場合は、事前に著作者の許諾を得てください。

令和３年９月１５日施行
押印廃止にともなう本人確認に係る留意事項

１．申請者が窓口に申請書類を持参する場合、本人確認のため次のいずれかの書類を提示してください。

【１点でよいもの】
- 運転免許証
- 運転経歴証明書
- 個人番号カード
- 旅券
- 在留カード又は特別永住者証明書　等

【２点必要なもの】
- 健康保険の被保険者証
- 年金手帳又は在学証明書　等

２．代理人が持参する場合、申請者の本人確認書類として、次のいずれかの書類の写し２点を添付してください。

【以下の写し２点が必要】
- 運転免許証
- 運転経歴証明書
- 個人番号カード
- 旅券
- 在留カード
- 特別永住者証明書
- 健康保険の被保険者証
- 年金手帳又は在学証明書　等

３．申請者が法人の場合は、添付資料の登記事項証明書等により確認します。

４．必要に応じて農業委員会や県が申請者に電話で申請書の内容について確認する場合があります。

※　上記記載の申請書等は押印廃止となりますが、「委任状」や「隣地の同意書」につきましては、引き続き押印が必要です。

※　原則、押印を廃止といたしますが、これまでどおり、記名押印による申請も引き続き取扱います。なお、この場合における代理人持参については、本人確認書類（２点）の添付は必要ございません。